

編集発行人

株式会社 船井総合研究所

取締役 三上 元

TEL:06-314-3901

株式会社FPシミュレーション

代表取締役・税理士 三輪 厚二

TEL:06-946-8011

## ☞ 携帯電話の取り扱い

**Q**：営業マンに持たせるため、携帯電話を会社で購入しました。これは資産として計上すべきでしょうか。

**A**：携帯電話を持っているサラリーマンの姿を最近をよく見かけるようになりました。

さて、携帯電話を法人が利用する場合のその費用の取扱いについてですが、電気通信設備については多種多様で、減価償却できるモノとできないモノとがあります。

携帯電話は、通常の加入電話とは異なるものの、NTT等に施設設置負担金を支出しなければなりません。また、売買も可能なことから、実質的には電話加入権と同様なものとして取り扱うこととされています。

つまり、非減価償却資産として資産計上することになります。

NTTドコモのムーバDII（アナログ式）を例にとりますと、新規加入料36,000円、契約事務手数料3,700円、本体価格とキットをあわせて計137,200円が必要となります。

このうち、新規加入料36,000円、契約事務手数料3,700円の計39,700円を加入権として資産計上しなければなりません。

残りの本体価格とキット代の97,500円については20万円未満の少額減価償却資産として一括償却が出来ます。

また、レンタルの場合は、前記の39,700円は必要ですのでこれは資産計上され、レンタル料は単純に費用となります。

なお、自動車電話についても同様の取扱いとなります。

